

アリアンツ火災海上の現状

**Annual Report 2013**

2013年3月期

**Allianz** 

# 目次

<b>I. 会社の概況及び組織</b>	
1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念	3
2. 会社の沿革	4
3. 株主・株式の状況	5
4. 経営の組織	6
5. 役員の状況	7
6. 会計参与の状況	7
<b>II. 主要な業務の内容</b>	
1. 主な取扱い商品	8
2. 事業の内容	10
3. 損害保険のしくみ	10
4. 約款	11
5. 保険料	12
6. 保険金のお支払い	13
7. 保険募集	14
<b>III. 主要な業務に関する事項</b>	
1. 直近の事業年度(平成24年度)における事業の概況	16
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	19
3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等	20
4. 責任準備金の残高の内訳	33
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	34
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	35
<b>IV. 保険会社の運営</b>	
1. リスク管理の体制	36
2. コンプライアンス(法令等遵守)体制	37
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	41
4. コーポレート・ガバナンス体制	41
5. 内部統制システムの構築	41
6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	44
7. 指定紛争解決機関について	46
<b>V. 直近の2事業年度における財産の状況</b>	
1. 計算書類	47
2. リスク管理債権	58
3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	58
4. 債務者区分に基づいて区分された債権	58
5. ソルベンシー・マージン比率	59
6. 時価情報等	61
7. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性について	62
<b>VI.～VIII. 保険会社及びその子会社等について</b>	63

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

## ごあいさつ

日頃より、皆さまには格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、ドイツに本社を置く金融保険グループ アリアンツのメンバーであり、アリアンツ・グループ内で国際企業等を対象とした企業向け損害保険や特殊な分野の保険商品を専門に扱うアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー（以下 AGCS）を親会社としています。そのため、AGCS及びアリアンツ・グループが持つ世界規模のネットワーク及び膨大な専門知識と引受能力を活用することにより、皆様のお役にたてるテーラーメイドの商品や最先端のリスク・マネジメントを世界規模で提供することが可能です。また、AGCSは、「郷に入りては郷に従うこと」「常にマーケットに焦点を合わせること」「自らの無駄を徹底的にそぎ落とすこと」を重要と考えており、弊社もその理念に則った行動を心がけています。

過去数年の出来事を振り返ると、我国に多大な損害をもたらした東日本大震災（2011年3月発生）、世界経済に大きな影響をもたらしたタイの大洪水（2011年7月発生）等を引き続き、アメリカのハリケーンサンディ（2012年10月末発生）等の自然災害や、航空機墜落・船舶事故等が発生しています。被災された企業及び個人の皆様には心からお見舞いを申し上げますと共に、早期の復元・復興が果たされるよう祈念しております。このような不測の災害が多発する中、弊社は、社会的使命を持つ保険会社として、万が一の際のおお客様の経済的損失の軽減に向けて、保険を通じてお客様にとって最適なソリューションをご提供していきたいと考えております。そのために、AGCS及びアリアンツ・グループが世界規模で蓄積してきたリスク・マネジメントの経験やノウハウを最大限に活用してまいります。

弊社は、1990年に本邦において損害保険事業の認可を取得し現地法人として営業を開始して以来、お客様第一主義をモットーとしております。また、お客様のお役に立つ保険会社であることが最重要と考えており、そのためには、当社の「利益」のみを追求するのではなく、社会的使命を持った企業として正しい道、すなわち「正義」「コンプライアンス」を常に追求する姿勢を併せ持った保険会社であり続けたいと考えております。今後ともお客様のご期待にお応えできるよう全社員とも全力を尽くす所存でございますので、引き続き皆さまからのご指導・ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

アリアンツ火災海上保険株式会社  
代表取締役社長 元田 賢

※アリアンツ・グループは、創業以来120年以上の歴史を持ち、世界70ヵ国にわたり7,800万人以上のお客様にご信頼をいただいている世界有数の金融保険グループです（2012年12月末時点）。



## I. 会社の概況及び組織

### 1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念

私たちはお客様第一主義のもと、お客様それぞれのニーズに合った革新的かつテラーメイドのリスクソリューションを提供し、それらを専門的に管理し、かつ高度化させながら成長を維持することを経営の根本理念として掲げています。また、企業保険を専門に扱うアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー（以下AGCS）の一員として、リスクに関する広範な知識や長年にわたる経験をもとに、世界に進出する日本企業を専門的かつ国際的な保険サービスの提供という形でサポートし、それらを通じて世界の主要な国際保険会社のひとつであり続けることを目指しています。

さらに私たちは、急速に変化する世界に歩調を合わせお客様が安定的に発展していくためのパートナーでありたいと考えています。お客様を予期せぬリスクから守るため、そのニーズを理解し、必要に応じて進出地域の保険サービスを利用していただくための支援を行い、また、世界のどこからでも私たちにコンタクトを取ることができるよう、世界約70カ国での事業展開を利用した広範なネットワークを確立しており、またこれからも発展させてまいります。一方、お客様に対する窓口を一本化し、お客様のビジネスの遂行を容易にすることに加えて、ビジネスの基本原則としてのコンプライアンスを遵守していくことをお約束します。

またAGCSの国際的ネットワークを通じた質の高いアンダーライティングが常にお客様に提供されるよう、適切なリスク分析と適正な価格設定、またその基盤となる高水準の格付けを維持するよう努力を怠りません。その結果可能となる、グローバルなアンダーライターの知識に、現地アンダーライターの視点を加味したより具体的なソリューションの提案は、お客様の期待を裏切らないものとなるでしょう。そして、事故や災害の発生時には、熟練した損害査定チームが迅速に対応し、お客様の業務継続に必要なサービスをタイムリーに提供してまいります。

最後に私たちは、お客様との長期にわたる良質な関係を維持するため、安定と信頼に基づくコミットメントに根ざした代理店やブローカーの皆様との協働関係を築くことを目指しています。そしてAGCSの堅実な経営基盤を背景に、さまざまな局面において力強いパートナーとしてお客様を支援し、お客様を見守り続けることができるよう最善を尽くしてまいります。

## 2. 会社の沿革

### アリアンツ・グループについて

アリアンツは世界有数の金融保険グループであり、1890年に設立され、現在は70カ国以上で事業を展開。従業員数は14万人以上です。アリアンツは世界の約7,800万のお客様に、損害保険、生命保険、資産運用などの分野で、幅広い金融サービスを提供しています。

アリアンツ エス・イーはダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックスを構成する主要保険会社のひとつです。アリアンツは国連グローバル・コンパクトの原則、および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業ガイドラインを支持しています。

2012年12月末時点、アリアンツ・グループ全体の総資産は約6,946億ユーロ（約79兆円6,800億円）であり、総収入は約1,064億ユーロ（約12兆2,032億円）、純利益は約55億ユーロ（約6,299億円）となっています。

\*換算レート:2012年12月末時点のTTM1ユーロ=114.71円

### アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS) について

AGCSは、アリアンツ・グループのコーポレート・アンド・スペシャルティ保険顧客専用のブランドです。AGCSは、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー (AGCS AG)、およびAGCSブランドグループの提携企業で構成され、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、ファイナンシャル・ライン（会社役員賠償責任保険を含む）、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

AGCSは、アリアンツ・グループのネットワークやその他のネットワーク提携企業を通じて、世界の160以上の国や地域で事業を展開しています。従業員数は3,500人以上、フォーチュン・グローバル500社の過半数の企業に保険サービスを提供しています。2012年の世界の年間保険料総額は53億ユーロ（約6,096億円）です。

スタンダード&プアーズ社によるAGCS AGの保険財務力格付けはAA (Stable)\*です。

※格付は2013年6月末日現在です。

### アリアンツ火災海上保険株式会社

当社は、1990年にヨーロッパの損害保険会社では初めて、日本法人として設立されました。当社は世界有数の金融保険グループであるアリアンツの一員で、2010年1月より一定規模以上の企業や特殊分野の保険種目の引受を対象とする、グループの専用ブランドであるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS) のグローバル・ネットワークの一員となりました。

日本でも、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、ファイナンシャル・ライン（会社役員賠償責任保険を含む）、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

当社はスタンダード&プアーズ社より保険財務力格付けにおいて2013年5月末日現在で AA -（アウトルック、

ネガティブ) の評価を得ています。

当社の2012年度(2012年4月～2013年3月)の正味収入保険料は9千万円、同年度末での総資産は74億5千万円となっています。

#### 日本における沿革・資本金の推移

1990年 11月	資本金20億円で東京都港区に会社設立
1990年 12月	日本における営業免許を取得
1991年 4月	在日ドイツ系企業を中心に営業開始
1995年 9月	資本金を5億円増資し、25億円とする
1999年 4月	アシュアランス・ジェネラル・ド・フランス東京支店(A.G.F.東京支店)より包括移転を受ける(取引信用保険を除く)
2000年 3月	資本金を10億円増資し、35億円とする
2007年 3月	資本金を3億円増資し、38億円とする
2008年 3月	資本金を3億円増資し、41億円とする
2009年 3月	資本金を2億6千7百万円増資し、43億6千7百万円とする
2010年 3月	資本金を3億7千万円増資し、47億3千7百万円とする
2011年 3月	資本金を5億円増資し、52億3千7百万円とする

#### 店舗所在地

東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

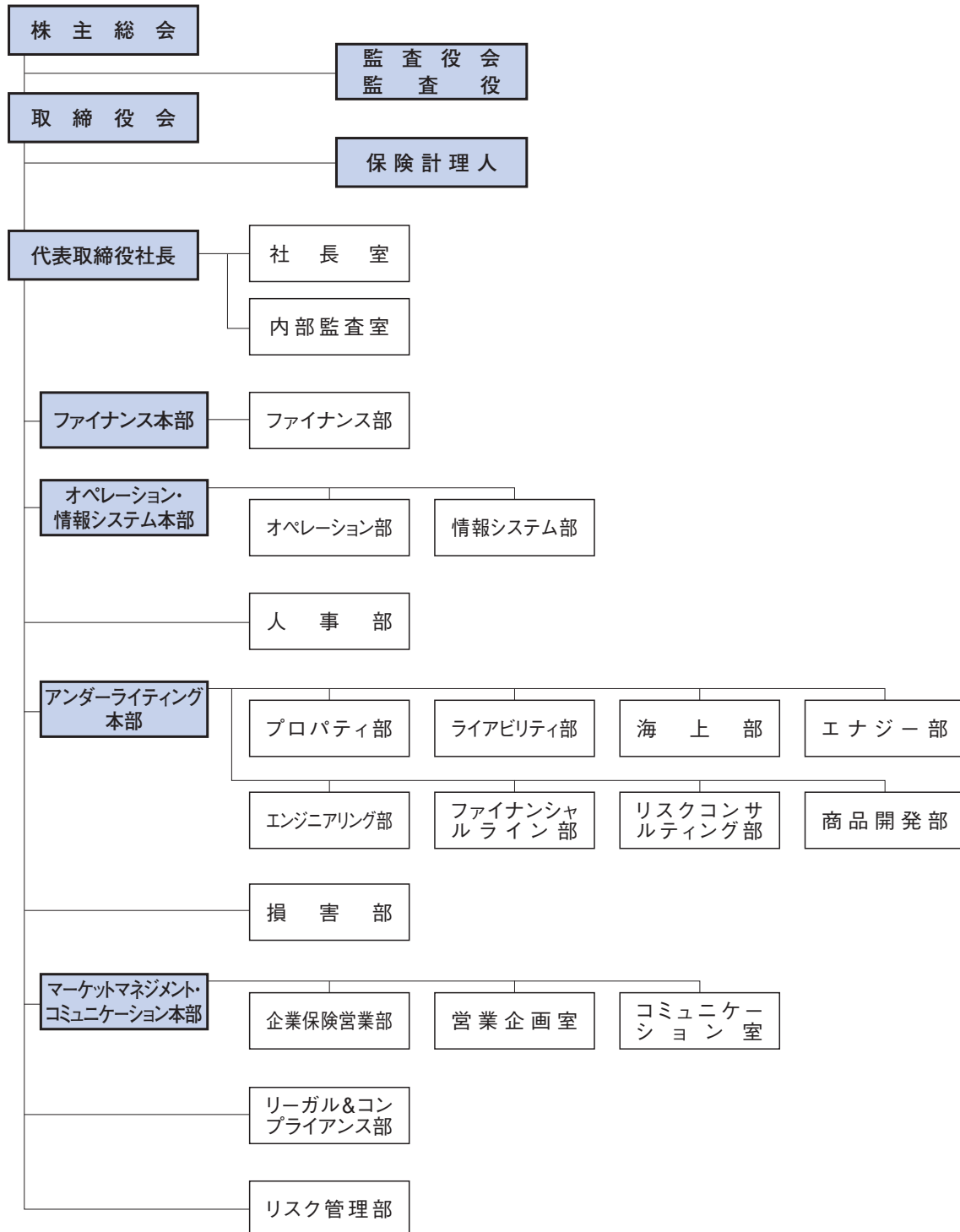
TEL : 03-4588-7500(代表)

### 3. 株主・株式の状況(2013年7月1日現在)

発行済株式総数	139,480株
株主名	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー (本社：ドイツ・ミュンヘン)
	所有株式数：139,480株(100%)

## 4. 経営の組織

本社機構(含む営業機構)2013年7月1日現在





## 5. 役員の状況(2013年7月31日現在)

役職・職名	氏名	略 歴
代表取締役会長 (非常勤)	アクセル・タイス	2004年 5月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー 取締役会長 兼最高経営責任者 2009年 12月 当社代表取締役会長
代表取締役社長	元田 賢	2012年 4月 当社入社 2012年 6月 当社代表取締役社長
取締役副社長	クレメンス・フィリップ	2011年 2月 当社入社 2012年 3月 当社取締役 2012年 6月 当社取締役副社長
取締役	阿多 真人	2012年 3月 当社入社 同 当社取締役
取締役	小田倉 卓也	2006年 12月 当社入社 2012年 3月 当社取締役
取締役 (非常勤)	アレクサンダー・アンケル	2000年 4月 当社代表取締役社長 ～2004年 4月 2013年 7月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ アジア・パシフィック地域担当最高経営責任者 2013年 7月 当社取締役
取締役 (非常勤)	アンジェラ・タン・シアウ・ウィー	2011年 10月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ アジア・パシフィック地域担当最高財務責任者 2012年 3月 当社取締役
監査役 (常勤)	宮中 省二	2008年 4月 当社取締役 ～2011年 1月 2011年 6月 当社監査役
監査役 (非常勤)	西谷内 力世	2008年 6月 当社監査役
監査役 (非常勤)	乗添 光太郎	2012年 6月 当社監査役

(注) 西谷内氏および乗添氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 6. 会計参与の状況

会計参与

該当事項はありません。

## II. 主要な業務の内容

### 1. 主な取扱い商品 (2013年4月1日現在)

当社は、主にブローカー及び代理店を通じて保険商品の販売・引受を行っています。

主な取扱商品は下記のとおりです。

企業財産総合保険	企業所有の建物や動産の損害を補償するとともに、損害を受けたことによって営業が休止または阻害されたために生じた利益喪失など事業活動で直面するリスクを総合的にカバーし、補償するオールリスクタイプの総合保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの火災などにより生じた損害を補償する保険です。
店舗総合保険	事務所店舗・店舗兼住宅などの建物とその什器・備品などを対象とし、普通火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出家財の損害など幅広く補償する保険です。
利益保険	店舗・事務所・工場・倉庫などの火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
店舗休業保険	店舗・事務所の火災、落雷、爆発などによる業務休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険です。
機械保険	機械設備・装置を対象とし、従業員の誤操作、保守管理の不良による事故、電氣的事故のほか、物の落下・衝突などの偶発的な事故によって被った損害を補償する保険です。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物などの据付け・組立工事において偶発的な事故により、工事の目的物・工事用材料などに生じた損害を補償します。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険です。
賠償責任保険	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険で、施設所有(管理)者・請負業者・生産物など各種賠償責任保険があります。
生産物回収費用保険	企業が生産・製造する製品の欠陥が原因で、第三者に身体障害・財物損壊による損害を与えるまたは与える危険があることにより行う製品の回収(リコール)に伴う費用を補償する保険です。
会社役員賠償責任保険	会社役員がその業務を執行するにあたり、過失により会社(株主)や第三者に経済的損害を与えたとの理由で損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担しなければならない損害(損害賠償金、弁護士費用等)を補償する保険です。

船舶保険	船舶の海上危険によって被った損害を補償する保険です。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険です。
運送保険	陸上(注)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険です。 (注)河川湖沼を含みます。

## 2. 事業の内容(2013年4月1日現在)

### 損害保険事業

◆保険の引受：当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- (1)火災保険 (2)海上保険 (3)運送保険 (4)傷害保険 (5)賠償責任保険 (6)機械保険
- (7)建設工事保険 (8)動産総合保険 (9)費用・利益保険 (10)その他の企業向けの保険
- (11)各種保険の再保険

◆資産の運用：当社は、皆様から収受した保険料を、安全性・流動性に留意し有価証券投資を主体に運用しています。

## 3. 損害保険のしくみ

### (1)損害保険制度について

損害保険とは、一定の偶然な事故から生じる損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計的基礎(大数の法則といいます。)によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことによって、万一事故が発生し損害を被ったときに保険契約の約定内容と損害の程度に応じて、保険金を受け取ることができるようにするしくみです。このように損害保険は、多くのお客様間のリスクを相互に分散させることにより経済的補償を提供し、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与するという社会的役割を果たしています。

### (2)損害保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生ずることのある損害をてん補することを約束する契約をいいます。よって保険契約の当事者のうち、保険会社は保険金を支払う義務を負い、保険契約者は保険料を支払う義務を負います(保険法第2条)。

したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有します。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容のに基づき、保険証券または保険引受証を作成し契約者にお渡ししています。

### (3)再保険契約について

保険会社がお引受した保険契約の中には、大型旅客機・大型船舶・巨大石油コンビナート等の大型契約や地震・台風災害などの大規模自然災害に備えた契約があります。もし、このような契約に事故が発生した場合、保険金の支払いが膨大となり、保険会社の存続に多大な影響を与える場合があります。保険会社は、巨額保険金の支払いに備え、引き受ける危険の分散化のために、自社が引き受けしたリスクのうちの一定割合を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことがあります。また、反対に他の保険会社が引き受けた巨大リスクの一部を引き受けることがあります。このような保険会社間の危険の分散を目的とした保険契約を「再保険」といいます。

## 4. 約款

### (1)約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、その内容を具体的に目に見えるようにし、契約の約束事を記載したものが保険約款です。その新設・変更については、原則として、保険会社は保険事業の監督者である金融庁の認可を受けるか届出を行っています。約款には、基本的な保険契約の条件や基本的な免責事由を定めた「普通保険約款」があり、それを補完・補足して更に個別具体的な引受条件を規定する「特約条項」とセットで一つの保険商品を構成しています。賠償責任保険においては、「普通保険約款」に補償するリスクの種類ごとに特有の基本条項を規定する「特別約款」を付帯し、それに更に個別具体的な条件を規定する「特約条項」をセットとして一つの保険商品を構成しています。保険契約は、すべてこうした各種約款を使って契約されます。

### (2)契約時の留意事項

申込書に記載された内容も契約内容としてご契約者・保険会社の双方を拘束します。従って、保険のご契約にあたっては、当社の社員又は代理店から普通保険約款、特別約款等の内容につき十分な説明を受け、申込書記載内容をよく確認した上でご契約いただくことが大切です。当社では、主要種目のご契約内容についてご契約前に十分ご理解をいただくために、「重要事項等説明書」を作成しています。

## 5. 保険料

### (1) 保険料のお支払い・返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。よって、保険期間開始後でも保険料領収前に事故が発生した場合、保険金をお支払いすることができません。また、保険契約締結の後、危険の増加または減少などの変更が生じた場合は、保険料の返還または請求を行う場合があります。保険期間の途中で契約が失効した場合や解除された場合には、約款に従って保険料の一部を返還いたしますが、事由によっては返還できない場合もあります。

### (2) 保険料(率)

損害保険の保険料(率)は、純保険料(率)[注1]部分と付加保険料(率)[注2]部分から構成されています。当社が適用している純保険料(率)[注1]には以下のものがあり、これに当社の付加保険料(率)[注2]を合算して保険料(率)としています。

- ◆当社が金融庁から認可を取得または金融庁へ届出を行った純保険料(率)[注1]
- ◆損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た参考純率[注3]を参考に、当社が金融庁から認可を取得または金融庁への届出を行った純保険料(率)[注1]

また、上記とは別に損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た基準料率[注4]を採用している保険種目もあります。

[注1] 保険事故が起きたときに保険会社が支払う保険金に充当される部分であり、過去の統計等を使用して大数の法則に基づく損害発生頻度と程度によって算出されます。

[注2] 保険会社の経営に必要な事故処理費や代理店手数料(率)といった諸経費や利潤に充当される部分を含みます。

[注3] 損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等の参考純率を算出し、損害保険料率算出団体に関する法律に基づき、金融庁に届出をしています。

[注4] 損害保険料率算出機構は、法律に基づく地震保険や自賠責保険については、付加保険料(率)[注2]を含め算出しており、これを「基準料率」といいます。

## 6. 保険金のお支払い

当社が引き受けた保険契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れはおおむね次のようになっています。

### (1) 当社・代理店への事故通知

万一事故が発生した場合は、事故の態様に応じた緊急処置（負傷者の救護、警察署・消防署などへの通報等）を講じた後、直ちに当社または代理店まで事故発生の日時・場所・概要などをご通知下さい。

### (2) 事故状況・損害額の調査

当社では、ご契約者、代理店から事故通知をお受けすると、担当者がご契約内容を確認し、被災物件や損傷物の調査や、ご契約者（被保険者）の賠償責任の有無や程度についての検討を行い、保険金お支払いの対象となる事故であるかどうか検証いたします。その際、事故状況や損害額に応じて、関連資料の提出をお願いする場合があります。

### (3) 保険金お支払い額の決定

ご契約者・関係者との折衝や、修理見積書・示談書等の関連資料の確認を経て、保険金お支払い額が決定されます。更なる資料や調査が必要な場合は、その内容及び調査に要する見込所要日数につきご契約者にご案内致します。

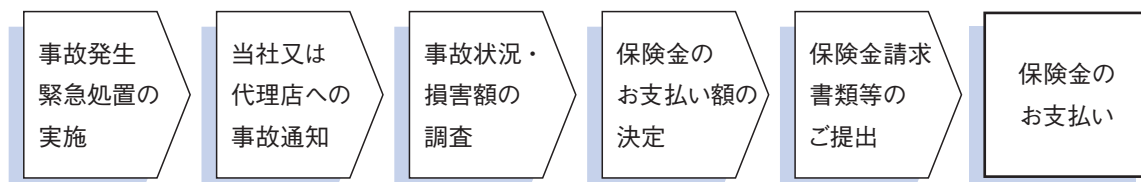
### (4) 保険金請求書類等の提出

保険金請求書及びその他必要な書類をご提出いただきます。

### (5) 保険金のお支払い

保険金請求書等をご提出いただきますと、内容を確認のうえ、上記(3)で決定した保険金をお支払いします。

#### 事故発生からお支払いまでの一般的な流れ



## 7. 保険募集

### (1)契約締結のしくみ

#### 代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行います。損害保険代理店には保険会社のために保険契約を締結する代理権を有する締結代理店と保険契約の締結の媒介のみを行う媒介代理店の2種類があります。

### (2)代理店の役割と業務内容

当社では、代理店委託契約書を取り交わした上で、締結代理店の場合、代理店がお客様との間で次のような業務を行うことを代理店に委託しています。

- ◆保険契約の締結
- ◆保険料の領収または返還
- ◆保険契約の変更・解除等の申し出の受付（ただし、クーリングオフの申し出は除きます）
- ◆保険料領収証の発行・交付
- ◆保険契約の維持、管理に関連するその他の事項

また代理店は、このほかにもお客様と保険会社の橋渡し役としてお客様のニーズに対応した各種保険サービスを提供し、万一の事故が生じた際には、保険金のご請求についての適切なアドバイスをするなどサービスも日常業務としています。このように、代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客様に様々な情報を提供し、お客様の家庭や会社等を様々な危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという社会的役割を担っています。

### (3)代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが義務づけられています。この登録を行って初めて代理店として保険契約の募集を行うことが可能となります。また、代理店で保険の募集に従事する者は、所定の教育を修了し、または、損害保険募集人一般試験に合格した上で内閣総理大臣に届け出なければならないことになっています。



## (4)代理店教育

お客様であるご契約者に対して、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的とし、専門的な保険知識に関する教育、代理店としてのコンプライアンスに関する研修などを実施しています。

## (5)代理店数(2013年3月31日現在)

代理店数	139店
------	------

## (6)当社の勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めて、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

**「勧誘方針」**

**お客様の視点に立った販売・勧誘に努めます。**

1. お客様の保険に関する知識、購入経験、家族状況、財産状況、購入の目的等を商品特性に応じて総合的に勘案させていただき、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明と提供に努めます。
2. 商品についての重要事項をお客様に正しくご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
4. お客様と直接対面しない勧誘・販売（インターネット販売、通信販売など）を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努めます。

**お客様にご満足いただけるよう適切な対応に努めます。**

1. お客様のお問い合わせには、迅速、適切、ていねいな対応に努めます。
2. お客様に対して公正な事務処理を行うとともに、万が一保険事故が発生した場合には、保険金等のお支払について迅速、的確、ていねいな対応と適正な支払に努めます。
3. お客様のご意見、ご要望を真摯に受け止め、商品開発や販売活動に活かしてまいります。

**各種法令を遵守して適正な対応に努めます。**

1. 金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守します。
2. 適切な業務を確保するために、社内体制の整備・向上と販売にあたる者の研修に取り組みます。
3. お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱と管理をいたします。

- 以上 -

### Ⅲ. 主要な業務に関する事項

#### 1. 直近の事業年度(平成24年度)における事業の概況

##### (1)事業の経過及び成果等

当期のわが国経済は、消費者マインドの改善等により個人消費が総じて底堅く推移し、公共投資も東日本大震災からの復興需要等により推移しました。輸出は、夏場以降、海外経済の減速等を背景に減少に転じたものの、生産は年末にかけて下げ止まりました。さらに、日本銀行の政策変更などが材料視され、日経平均株価が11月以降大幅に回復したこともあり、景気は全体として持ち直しに向かっています。

損害保険業界におきましては、保険料収入は増加したものの、自動車保険の損害率が高い水準で推移し、国内外で自然災害が多発するなど、依然として厳しい経営環境が続きました。

当社のコア・ビジネスは、グローバルな企業保険であり、当事業年度は引き続きコア・ビジネスに注力いたしました。また、当社は保険ビジネスの多くをAGCS及び限られた数の外部の再保険会社に出再することとしている為、大きなリスクや自然災害の多くの部分がカバーされることとなります。

このような中、当事業年度の業績は次の通りとなりました。

保険引受収益が651百万円(前期比393百万円減)、資産運用収益が21百万円(同5百万円減)、その他経常収益が9百万円(同14百万円減)となり、経常収益は682百万円(同413百万円減)となりました。

保険引受費用は△886百万円(前期比850百万円減)、営業費および一般管理費は1,319百万円(同112百万円減)、経常費用は439百万円(同956百万円減)となりました。

上記の結果、保険引受収益が前期に比べ393百万円減少したものの、保険引受費用が886百万円と大きく減少したため、経常利益は242百万円となり、前期の△300百万円から543百万円の増加となりました。経常利益に特別損失、法人税等合計を考慮した結果、当期純利益は182百万円となりました。

ソルベンシー・マージン比率につきましては、1,220.3%(前年度 956.0%)と引き続き十分な水準を保持しております。

## (2) 保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は、98百万円であり、前期と比べて238百万円の減少となりました。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は、前期比18.4%減の325百万円で、当期正味損害率は376.8%となりました。

また、保険引受における営業費および一般管理費については、前期に比べ111百万円減少し、1,317百万円となり、正味事業費率は58.9%となりました。

## (3) 主な種目の状況

### 火災保険

正味収入保険料は、9百万円と前年度に比べ、84.7%の減収となりました。

正味損害率は、615.9ポイント上昇し、730.2%となりました。

### 海上保険

正味収入保険料は、28百万円と前年度に比べ、72.7%の減収となりました。

正味損害率は、99.0ポイント上昇し、193.1%となりました。

### 傷害保険

正味収入保険料は、9百万円と前年度に比べ、74.4%の減収となりました。

正味損害率は、28.1ポイント上昇し、88.0%となりました。

### 賠償責任保険

正味収入保険料は、2百万円と前年度に比べ、96.9%の減収となりました。

正味損害率は、4,127.3ポイント上昇し、4,330.8%となりました。

### その他の保険

その他の保険は、動産総合保険、費用・利益、航空保険などが主なものであります。正味収入保険料は、54百万円と前年度に比べ、77百万円の減収となりました。そのうち動産総合保険につきましては、正味収入保険料が36百万円と、前年度に比べ、2百万円の減収となりました。

## (4) 資産運用の概況

当期末運用資産は、前期より4.6%減少し、5,863百万円となりました。増減資産項目については、預貯金が343百万円増加、有価証券が622百万円減少し、当期末総資産は7,451百万円(前期比8.9%減)となりました。

#### (5)対処すべき課題

当社は、より多くのお客様からの信頼を維持するために、内部管理態勢の強化に努めるとともに、欧州経済危機を乗り越え堅実な経営を継続しているアリアンツ・グループの一員として企業保険分野への特化を通して、魅力ある商品のご提案、ITインフラの整備、リスク管理の徹底等に取り組んでまいります。

## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
正味収入保険料		4,203	4,732	△ 386	337	98
経常収益		4,453	4,801	2,305	1,095	682
経常利益 / 経常損失		△ 591	△ 689	504	△ 300	242
当期純利益 / 当期純損失		△ 596	△ 697	497	△ 102	182
資本金		4,367	4,737	5,237	5,237	5,237
発行済株式の総数		104千株	119千株	139千株	139千株	139千株
純資産額		586	693	2,180	2,067	2,245
総資産額		6,387	7,220	7,283	8,182	7,451
責任準備金残高		3,878	4,394	2,690	2,010	1,697
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		2,478	2,850	1,936	4,824	4,202
ソルベンシー・マージン比率		651.1%	731.6%	522.7%	956.0%	1,220.3%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		73名	74名	71名	51名	41名

- (注) 1. 当社は積立型保険の販売をしていませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでいません。
2. 平成23年度(末)より、平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号の改定によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、平成23年度(末)以降と平成22年度(末)以前の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

### 3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標

##### 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		191	63	9
海上		164	103	28
傷害		168	38	9
自動車		△1,252	0	△3
その他		341	132	54
(うち賠償責任保険)		( 352)	( 78)	( 2)
合計		△386	337	98

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

##### 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		1,903	2,253	2,147
海上		695	618	540
傷害		147	127	112
自動車		11	0	0
その他		2,852	2,339	2,147
(うち賠償責任保険)		( 1,698)	( 1,711)	( 1,374)
合計		5,609	5,338	4,948
従業員一人当たり 元受正味保険料		79,010千円	104,679千円	120,695千円

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

##### 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		1,134	887	1,045
海上		936	883	1,021
傷害		352	237	65
自動車		1,915	1,270	371
その他		758	930	1,253
(うち賠償責任保険)		( 30)	( 112)	( 204)
合計		5,097	4,209	3,758

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

## 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		2,846	3,076	3,183
海上		1,466	1,399	1,534
傷害		331	326	168
自動車		3,179	1,270	375
その他		3,269	3,137	3,347
(うち賠償責任保険)		( 1,376)	( 1,744)	( 1,577)
合計		11,093	9,210	8,608

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものです。

## 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		117	62	62
海上		215	80	43
傷害		107	19	7
自動車		14	6	1
その他		446	228	211
(うち賠償責任保険)		( 163)	( 138)	( 87)
合計		902	398	325

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものです。

## 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		67	17,465	2,095
海上		285	202	278
傷害		82	59	62
自動車		19	7	0
その他		1,041	530	794
(うち賠償責任保険)		( 206)	( 219)	( 347)
合計		1,495	18,265	3,232

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から求償等による回収金を控除したものです。

## 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		164	1,337	489
海上		285	473	668
傷害		124	112	45
自動車		1,140	1,208	714
その他		109	334	287
(うち賠償責任保険)		( 16)	( 4)	( 5)
合計		1,824	3,466	2,204

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から求償等による回収金を控除したものです。

回収再保険金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災	113	18,740	2,522
海上	355	595	904
傷害	98	151	100
自動車	1,145	1,209	714
その他	705	636	870
(うち賠償責任保険)	( 58)	( 85)	( 265)
合計	2,418	21,333	5,112

(注) 回収再保険金とは、出再契約の回収保険金から出再契約による返還金を控除したものです。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災	63	52	82
海上	28	57	44
傷害	0	0	0
自動車	0	0	0
その他	10	33	51
(うち賠償責任保険)	( 2)	( 2)	( 0)
合計	102	143	178

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計です。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災	284	△163	118
海上	265	△129	△64
傷害	△80	24	11
自動車	132	2	6
その他	△211	△82	148
(うち賠償責任保険)	( 174)	( △57)	( 109)
合計	390	△347	220

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支



(2) 保険契約に関する指標

契約者配当金の額

該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	63.9	43.3	107.2	114.3	398.3	512.6	730.2	△720.8	9.4
海上	139.0	77.4	216.3	94.1	211.5	305.6	193.1	89.4	282.5
傷害	66.3	84.4	150.7	59.9	154.5	214.5	88.0	213.6	301.6
自動車	△1.2	8.7	7.5	4,524.2	△318.1	4,206.1	△31.0	238.9	207.9
その他	149.7	162.6	312.3	195.1	305.8	500.9	437.2	164.7	602.0
(うち賠償責任保険)	( 49.5)	( 7.3)	( 56.8)	(203.5)	(236.4)	(439.8)	(4,330.8)	(3,732.4)	(8,063.3)
合計	△256.5	△206.9	△463.4	135.5	276.8	412.3	376.8	58.9	435.7

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
 合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	554.9	22.5	577.4	322.1	25.5	347.6	△81.4	24.2	△57.6
海上	90.4	30.2	120.6	8.4	45.4	53.8	72.6	46.2	118.8
傷害	73.6	94.7	168.3	41.0	52.0	93.0	30.7	35.3	66.0
自動車	101.8	67.3	169.1	64.4	33.0	97.4	87.5	21.3	108.8
その他	63.1	56.3	119.4	26.7	29.8	56.5	24.0	30.2	54.2
(うち賠償責任保険)	( 17.2)	( 13.8)	( 31.0)	( 17.7)	( 24.9)	( 42.6)	( 17.3)	( 23.5)	( 40.8)
合計	227.9	43.9	271.8	122.4	32.6	155.0	0.0	30.1	30.1

(注) 地震保険に係る金額を除いて記載しています。  
 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 合算率=発生損害率+事業費率  
 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国内契約	60.7%	62.6%	66.5%
海外契約	39.3%	37.4%	33.5%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出再先保険会社の数(注)	5社	6社	6社
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)	74.7%	99.7%	98.3%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象としています。

出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A以上	100.0%	100.0%	100.0%
BBB以上	—	—	—
その他	—	—	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社の格付を使用しています。

未収再保険金

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1 年度開始時の未収再保険金	168	691	846
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	2,418	21,333	5,112
3 当該年度回収等	1,895	21,178	5,424
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	691	846	534

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

(3) 経理に関する指標

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災	95	109	50
海上	104	67	59
傷害	51	30	11
自動車	13	4	0
その他	282	324	176
(うち賠償責任保険)	( 78)	( 129)	( 94)
合計	547	536	298

責任準備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災	748	635	588
海上	255	210	231
傷害	129	82	69
自動車	192	192	192
その他	1,363	891	615
(うち賠償責任保険)	( 803)	( 544)	( 279)
合計	2,690	2,010	1,697

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

## 引当金

平成23年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度 期末残高	平成23年度 増加額	平成23年度 減少額	平成23年度 期末残高
一般貸倒引当金		—	0	—	0
個別貸倒引当金		2	—	2	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		64	15	22	57
役員退職慰労引当金		1	1	2	0
賞与引当金		10	39	25	24
価格変動準備金		0	0	—	1
合計		79	57	52	84

平成24年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度 期末残高	平成24年度 増加額	平成24年度 減少額	平成24年度 期末残高
一般貸倒引当金		0	0	0	0
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		57	14	5	66
役員退職慰労引当金		0	6	0	6
賞与引当金		24	48	49	23
価格変動準備金		1	0	—	2
合計		84	70	56	99

## 貸付金償却

該当事項はありません。

## 資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

平成23年度

（単位：百万円）

区分		年度	平成22年度 期末残高	平成23年度 増加額	平成23年度 減少額	平成23年度 期末残高
資本金			5,237	—	—	5,237
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 5,237	— —	— —	(139,480株) 5,237
資本剰余金	資本準備金		1,737	—	—	1,737
	計		1,737	—	—	1,737
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	—	55
	繰越利益剰余金		△ 4,865	—	△ 102	△ 4,968
	計		△ 4,810	—	△ 102	△ 4,912

（注）平成23年度末における自己株式数はゼロ株です。

平成24年度

（単位：百万円）

区分		年度	平成23年度 期末残高	平成24年度 増加額	平成24年度 減少額	平成24年度 期末残高
資本金			5,237	—	—	5,237
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 5,237	— —	— —	(139,480株) 5,237
資本剰余金	資本準備金		1,737	—	—	1,737
	計		1,737	—	—	1,737
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	—	55
	繰越利益剰余金		△ 4,968	—	182	△ 4,785
	計		△ 4,912	—	182	△ 4,729

（注）平成24年度末における自己株式数はゼロ株です。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ		地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する発生損害額 = 既経過保険料X 1%</li> <li>・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>・増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>・経常利益の減少額 = 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	平成23年度	5百万円 (注)異常危険準備金取崩額 2百万円
	平成24年度	1百万円 (注)異常危険準備金取崩額 2百万円

事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費		819	741	672
物件費		850	741	692
税金		10	6	2
火災予防拠出金及び 交通事故予防拠出金		—	—	—
保険契約者保護機構に 対する負担金		5	1	0
諸手数料及び集金費		△797	△494	△1,259
合計		888	996	107

## (4)資産の運用に関する指標

## 資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、収益性の向上を図るよう努めています。

## 資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		3,170	43.5	1,307	16.0	1,651	22.2
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		1,936	26.6	4,824	59.0	4,202	56.4
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		52	0.7	11	0.1	9	0.1
運用資産計		5,158	70.8	6,144	75.1	5,863	78.7
総資産		7,283	100.0	8,182	100.0	7,451	100.0

## 利息配当金収入の額と運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		0	0.03	0	0.03	0	0.01
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		37	1.29	29	0.74	11	0.29
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		38	0.68	29	0.49	12	0.22
その他		△ 15		△ 2		0	
合計		22		27		12	

(注) 利回りは、収入金額÷月平均運用額により算出しています。

海外投融資残高及び構成比・海外投融資利回り

(単位：百万円、%)

区分		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	618	100.0	215	100.0	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	円貨建資産計	618	100.0	215	100.0	—	—
合計		618	100.0	215	100.0	—	—
海外投融資利回り 運用資産利回り		2.42%		2.47%		1.97%	

(注)「海外投融資利回り」における「運用資産利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(償却原価ベース)で除した比率です。

商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円、%)

区分		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債		—	—	3,701	76.7	3,900	92.8
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		1,317	68.1	908	18.8	302	7.2
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		618	31.9	215	4.5	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		1,936	100.0	4,824	100.0	4,202	100.0

保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国債	0.10	0.09	0.07
地方債	—	—	—
社債	1.31	1.35	1.63
株式	—	—	—
外国証券	2.42	2.47	1.97
その他の証券	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—
合計	1.29	0.74	0.29



有価証券残存期間別残高

平成23年度

(単位：百万円)

区分	年度					
	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	3,100	600	—	—	—	3,701
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	501	406	—	—	—	908
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	200	14	—	—	—	215
その他の証券	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	3,802	1,021	—	—	—	4,824

平成24年度

(単位：百万円)

区分	年度					
	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	3,900	—	—	—	—	3,900
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	302	—	—	—	—	302
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	4,202	—	—	—	—	4,202

業種別保有株式の額

該当事項はありません。

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

担保別貸付金残高

該当事項はありません。

用途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

有形固定資産明細表

(単位:百万円)

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		52	11	9
営業用		52	11	9
賃貸用		—	—	—
土地・建物		52	11	9
営業用		52	11	9
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
土地・建物・建設仮勘定合計		52	11	9
営業用		52	11	9
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	6
その他の有形固定資産		47	35	15
合計		99	47	31

(5)特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません。

特別勘定資産

該当事項はありません。

特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

## 4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

種目	平成22年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災	226	522	748
海上	58	197	255
傷害	60	68	129
自動車	0	191	192
その他	891	472	1,363
(うち賠償責任保険)	( 633)	( 170)	( 803)
合計	1,237	1,452	2,690

(単位：百万円)

種目	平成23年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災	115	520	635
海上	27	182	210
傷害	13	68	82
自動車	0	191	192
その他	537	353	891
(うち賠償責任保険)	( 473)	( 71)	( 544)
合計	694	1,316	2,010

(単位：百万円)

種目	平成24年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災	84	503	588
海上	48	183	231
傷害	3	66	69
自動車	2	190	192
その他	340	274	615
(うち賠償責任保険)	( 263)	( 16)	( 279)
合計	478	1,218	1,697

- (注) 1. 地震保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。  
 2. 危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金については当社に該当はございません。

## 5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成 20 年度	567	507	94	△ 34
平成 21 年度	700	420	180	99
平成 22 年度	907	819	116	△28
平成 23 年度	12,240	17,579	4,633	△ 9,971
平成 24 年度	5,818	2,702	878	2,238

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額

= 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

## ●傷害

(単位：百万円)

	事故発生年度	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 十支 保険 金 備金	事故発生年度末	179	/	/	70	/	/	68	/	/	60	/	/	58	/	/
	1年後	167	0.93	△11	78	1.11	7	60	0.87	△8	57	0.95	△3			
	2年後	170	1.01	3	78	1.00	0	62	1.03	2						
	3年後	171	1.00	0	79	1.01	1									
	4年後	171	1.00	0												
最終損害見積り額		171			79			62			57			58		
累計保険金		170			76			58			49			28		
支払備金		0			2			3			8			29		

## ●自動車

(単位：百万円)

	事故発生年度	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 十支 保険 金 備金	事故発生年度末	18	/	/	23	/	/	15	/	/	4	/	/	0	/	/
	1年後	16	0.88	△2	25	1.11	2	11	0.76	△3	0	0.00	△4			
	2年後	14	0.92	△1	26	1.03	0	11	1.00	0						
	3年後	14	0.96	0	26	1.00	0									
	4年後	14	1.00	0												
最終損害見積り額		14			26			11			0			0		
累計保険金		14			26			11			0			0		
支払備金		0			0			0			0			0		

## ●賠償責任

(単位：百万円)

	事故発生年度	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 十支 保険 金 備金	事故発生年度末	219	/	/	144	/	/	280	/	/	228	/	/	205	/	/
	1年後	202	0.92	△16	159	1.10	14	309	1.10	28	203	0.89	△24			
	2年後	135	0.67	△66	155	0.97	△4	368	1.19	59						
	3年後	164	1.20	28	179	1.15	24									
	4年後	164	1.00	0												
最終損害見積り額		164			179			368			203			205		
累計保険金		137			175			351			172			119		
支払備金		26			3			17			31			86		

(注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## IV. 保険会社の運営

### 1. リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するとともに、付随するリスクが多様化しています。これらのリスクは経営に大きな影響を与えるため、リスクを把握し適切にコントロールすることが極めて重要な経営課題となってきています。損害保険会社にとって、このようなリスクには、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」等があります。これらを正確に把握・管理し、「健全性の確保」「収益性の向上」とのバランスを図るため、当社では現在、リスク管理体制の拡充に取り組んでいます。

#### 主なリスクの種類

保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスク
資産運用リスク	為替、株式、債券相場での市場価格の変動により資産価値が減少するリスク
流動性リスク	必要なときに、適正な価格で、希望する量の取引が困難になる市場流動性リスクや資金繰りリスク
事務リスク	事務上のミスにより損害を被るリスク
システムリスク	システムの誤操作、不正使用等により損害を被るリスク

アリアンツ・グループのリスク管理部門では、グループ共通の保険分野におけるリスク管理「ミニマム・スタンダード」(Allianz Group Minimum Standard for Operating Entities in the Insurance Segment)を策定しています。このミニマム・スタンダードはグループとしてのベストプラクティス、監督官庁の基準や法律等を考慮して策定されたものです。このミニマム・スタンダードを受けて、日本においてもリスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応策がとれるようにしています。また、個々のリスクを横断的に管理するためリスク委員会を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しています。

保険引受リスクについては、当社は一定の引受基準に基づき引受を行い、保有基準の厳格な適用と出再保険などの危険分散を行ってリスクを管理しています。資産運用リスク・流動性リスクについては、財務の健全性を確保するための組織的対応を行っています。特に、資産運用に関しては、その適切性と安全性を確保するため、投資委員会の助言と共に、定期的な投資活動のレビューを行っています。事務リスクについては、事務処理ワークフロー・マニュアルの確立、事務ミス・不正の未然防止と効率的な事務処理体制の確立に努めています。

システムリスクに関しては、アリアンツ・グループ共通の情報セキュリティ・ポリシー及び各種情報セキュリティ・スタンダードに基づいて、情報セキュリティの改善・強化を図り、情報資産の適切な管理に努めています。

## 2. コンプライアンス(法令等遵守)体制

当社は、企業とは公共の利益に継続的貢献を行う役割を持つ社会的存在であり、とりわけ損害保険事業は、その性質上高い公共性を有しているため、社会からの信頼を得るべく自己責任原則に基づき業務の健全性と適切性の確保に一層励まなければならないものと考えています。また、当社は、法令等を遵守することおよび社会規範に則した行動をすることが経営の最重要課題の一つであると認識しており、その実現のために、コンプライアンス体制の構築及び維持・強化のための不断の取組みを以下のように行っています。

### (1)コンプライアンス体制の確立

当社は、会社運営上の重要事項の決定に際しては、常に経営陣がコンプライアンスを十分に意識する体制を確立することが重要であると考えています。さらに、部門ごとにコンプライアンス責任者を設置することにより、各々の業務を遂行する上で、実効性の高いコンプライアンス体制を構築しています。

### (2)コンプライアンス委員会の運営

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る社内重要事項の情報連携や問題事象解決のための議論を行っています。

### (3)コンプライアンス関連規程およびコード・オブ・コンダクト(行動規範)

当社は、コンプライアンスの基本的事項を記載した「コンプライアンス基本方針」、及び役職員がコンプライアンスを実践するための具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。また、その他に、アリアンツ・グループの定める行動規範である「コード・オブ・コンダクト」を用い、役職員に定期的な研修を行っています。

### (4)コンプライアンス・プログラムの策定・運用

当社は、コンプライアンスの年度行動計画としてコンプライアンス・プログラムを策定・運用しています。

### (5)研修の実施

当社は、コンプライアンスの意識及び知識の定着化をはかるためには継続的な教育の実施が重要であることを認識し、定期的な研修を行っています。また、当社委託代理店に対してコンプライアンス教育・情報提供等を行うため、定期的な集合研修を行っています。

### (6)内部牽制態勢の確立

当社は、コンプライアンス違反行為発生防止のため、各種規程類を定め、役職員に遵守させています。これらの規程類の策定にあたっては、内部牽制態勢の確立を意識しています。

#### (7)顧客情報の保護

当社は、顧客情報の管理が非常に重要であると考えており、情報保護に係るセキュリティ管理態勢を構築しています。また、顧客情報を適切に管理することを定めた各種社内規程を策定しています。

#### (8)お客様からのご意見・ご要望等(「お客様の声」)の活用

当社は、お客様の声を重要な財産と考えています。また、このお客様の声をより一層の業務改善に役立てることで、お客様のご期待に沿うことのできる会社になりたいと考えています。当社は、この考え方を「お客様の声対応方針」として規定し、研修等を通じて社内周知しています。

#### (9)内部通報制度

当社は、内部通報規程を定め内部通報に適切に対応する制度を整えています。この制度により、役職員が内部通報したことを理由とした不利益を受けないことを保障しています。また、役職員から電話・メール・書面等による通報や相談を常時受付ける体制を整備しており、コンプライアンス違反またはその恐れのある事案の予防・早期把握及び拡大防止に取り組んでいます。

#### (10)反社会的勢力への対応

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然とした姿勢で臨み、当社との一切の関係を遮断し健全な経営を実現するため、「反社会的勢力対応基本方針」を定めています。



## 「お客様の声」対応方針

### 《基本理念》

当社は、「お客様の声」として頂戴した御意見や御不満等を貴重なものであると考え、真摯に受けとめさせていただきます。また、お客様から真に信頼される企業となるため、「お客様の声」を当社業務の更なる向上に積極的に役立てたいと考えております。「お客様の声」の中でも、「苦情」とはお客様から不満足 of 表明があったもの全てをいふと考え、特に迅速な対応と解決を図ってまいります。なお、お客様には、御契約者や被保険者の方々、事故関係者(被害者の方等)および当社代理店を含むものと考えております。

### 《行動指針》

1. 「お客様の声」に対しては、解決に向かって迅速かつ誠実に取組みます。
2. 「お客様の声」を商品やサービスの改善に積極的に活かします。
3. 「お客様の声」をお電話やE-mail等により積極的に受け取らせていただくための相談窓口を設置いたします。
4. 「お客様の声」の中でも「苦情」に関しては、特に解決を急がなくてはならないものと考え、忠実かつ積極的な態度で対応に臨みます。
5. 「苦情」に関しては、対応までに要する時間に関して、お客様と十分に連絡をとらせていただきます。また、対応に多くの時間がかかるものに関しては、適宜進捗の状況を御連絡させていただきます。
6. 「苦情」に関しては、迅速な解決を図ることの他に、苦情となる事項が発生した原因の調査や分析を行い再発防止に努めることが重要と考えて行動いたします。
7. 「お客様の声」に関し、不祥事件に該当するもの、または該当する可能性のあるものに関しては主務官庁に逐次報告する等、適正な対応に努めます。
8. 「お客様の声」対応時に取得したお客様の個人情報、当社の「個人情報保護宣言」に従い、適切に取扱います。
9. 上記の取組みに関しては、当社に直接御連絡いただいたものだけでなく、当社代理店を通じていただいた内容についても同様に取扱わせていただきます。
10. 当社は上記の取組みを通じて、お客様の満足度を向上させるべく、誠意を持って行動いたします。

—以上—

## 「反社会的勢力対応基本方針」

1. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断することが、保険会社としての社会的責任を果たす上で重要なことであると認識しており、反社会的勢力からの不当・不正な要求を断固拒絶する態勢を構築します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築するよう努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求等を受けた場合には、担当者や担当部署の安全を確保するとともに、全社を挙げて組織的な支援を行います。
4. 反社会的勢力に対する資金提供や裏取引は絶対に行いません。万が一、反社会的勢力より、不当要求等を強制された場合は、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

—以上—

## 利益相反管理方針(概要)

金融機関の提供するサービスの多様化や世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、お客様との利益相反が発生するおそれが高まっています。

このため、当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり法令に基づき利益相反に関わる体制を整備し、その管理を適切に行ないます。

### 1. 利益相反のおそれのある対象取引について

利益相反は、①当社または当社の親金融機関等もしくは子金融機関等(以下あわせて「グループ会社」といいます)とお客様との間、または、②お客様と当社またはグループ会社の他のお客様との間で生じる可能性があります。

当社では、このうち、当社が行う保険関連業務にかかるお客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)を管理の対象とします。

### 2. 対象取引の特定方法と管理方法について

当社は、お客様との取引により取得した情報から、利益相反対象取引に該当するおそれがあると当社が判断した場合は、対象取引の特定に必要な情報を一元的に管理したうえで、お客様との取引業務を遂行する部門から独立した立場であるコンプライアンス部門担当取締役(利益相反管理統括者)が適切に対象取引の特定を行います。

そして、次に掲げる方法その他により、お客様の保護を適正に確保します。

- ① 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ② 対象取引および当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- ③ 対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
- ④ お客様への利益相反の開示とお客様の同意

### 3. 管理体制・法令等遵守について

当社は、お客様の利益を適正に保護するため、管理方針および関連社内規程を定め、管理部門の設置および管理統括者の任命等の体制を確保します。また、保険業法その他関係法令等を遵守し、お客様の非公開情報の適正な管理を行います。

—以上—

### 3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

該当事項はありません。

### 4. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、損害保険業が高い公共性を持つことを認識し、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の透明性の確保、コンプライアンスを含む内部管理体制の確立・向上を目指し、日常業務に取り組んでいます。

当社の取締役会は、経営戦略・事業計画の策定、組織変更及び主要人事等に関する意思決定ならびに保険募集態勢の整備、保険金支払の適正性確保等の業務執行に関する監督を行うとともに、経営上の重要課題について取締役間で議論を尽くし取締役相互の監視・監督を行っています。また、業務執行に係る具体的な重要事項を協議するための機関として、常勤取締役及び本部長で構成される経営会議を設置しています。

当社の監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されています。監査役は、取締役会を始めとして経営会議、リスク委員会、コンプライアンス委員会、クレーム委員会等の会社の業務執行上重要な会議にオブザーバーとして出席することにより、内部牽制の確保に重要な役割を担っています。また、監査実施に際しては、監査の実効性を高めるため、会計監査人との定期的な意見交換および内部監査部門・コンプライアンス部門との連携を適宜図っています。

内部監査部門は、各業務部門からの独立性を確保され、アリアンツ・グループ・オーディット・ポリシーに基づき各部門の内部牽制体制の適正性に関する確認を行っています。

また、リスク管理、コンプライアンス等の重要な課題に適切に対応するため各委員会を設置し、全社的に課題解決を推進するとともに、個別の重要課題に関する管理を行っています。さらに基本方針の策定や重要な課題の管理に関しては、取締役会への付議・報告を行っています。

### 5. 内部統制システムの構築

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり、「内部統制システムの構築の基本方針」を策定しています。

#### 「内部統制システムの構築の基本方針」

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

「アリアンツ・グループ・ポリシー（Allianz Group Policy）」を頂点とし「コード・オブ・コンダクト（Code of Conduct）」、「コンプライアンス・マニュアル（Compliance Manual）」、「コンプライアンス・ポリシー（Compliance Policy）」、「グループ・オーディット・ポリシー（Group Audit Policy）」を含む各種規定およびその下位規範を、取締役が

法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、これらの行動規範が遵守される体制を整備する。また、取締役が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。

取締役の職務執行は、取締役会における業務執行状況報告等を通じた取締役相互の監視・監督に加え、監査役会による監視・監督にも服するものとし、その監視・監督体制をより一層強化することとする。また、かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。

さらに、内部通報制度の利用促進等を通じて、取締役の職務執行のコンプライアンスの状況の監視・監督体制をより充実させ、取締役の職務執行の監視・監督の結果を常にフィード・バックし、上記の行動規範の見直しを定期的に行い、コンプライアンスのさらなる向上に努めるものとする。

また、「反社会的勢力対応基本方針」に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、健全な経営を実現するものとする。

## **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)**

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存ガイドライン」及び「文書取扱規則」等の諸規定に基づき、文書及びその他の記録媒体により記録し、これを保存・管理する。各取締役、内部監査人、監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧できるものとする。

## **3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)**

「グループ・リスク・ポリシー(Group Risk Policy)」及び「リスク管理基本方針」に基づくリスク委員会において、当会社に潜在的に存在するリスクの特定・分析・評価を通じて、損失の危険回避のためのリスクマネジメントを行い、企業危機の未然防止のための適切な対応を策定し、これを各担当部署に履行させると共に、リスクマネジメントの状況をモニタリングし、定期的に取り締役に報告させるものとする。また、実際にリスクが発現した場合に備え、「ディザスター・リカバリー & ビジネス・コンティニュイティ・プラン」を始めとする必要な対応方針を整備すると共に、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために迅速かつ適切な対応を行うものとする。

## **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)**

取締役会の審議の効率化および実効性の向上ならびに機動的な業務運営を確保するために、組織、職制、事務分掌、職務権限に関する諸規定を整備し、これらの制度および諸規定に基づき個別の業務を執行していくものとする。また、取締役会は会社の事業計画を策定し、当該計画に基づき効率的な職務執行を行い、その実施状況を監視・監督するものとする。

## **5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)**

「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」及び「コンプライアンス・マニュアル(Compliance Manual)」等の各種規定およびその下位規範を、使用人が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、社内研修を通じてかかる行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスのための企業倫理の確立に努める。また、使用人が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。また、コンプライアンス委員会により、会社全体の横断的なコンプライアンスの徹底を推進する。

使用人の職務執行は、内部監査人、取締役会及び監査役会による監視・監督に服するものとする。かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。さらに、使用人自らがコンプライアンス上の問題を直接報告することのできる内部通報制度の利用促進を通じ、使用人の職務執行に関するコンプライアンスを徹底するものとする。

**6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号)**

親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当取締役、グループ管理担当取締役と随時情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握し、企業集団における業務の適性を確保する。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)**

監査役は、その職務執行に必要な場合には、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができる。かかる場合、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

**8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)**

監査役補助使用人の評価は監査役が行い、その指名、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。なお、監査役補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

**9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)**

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について、監査役に対して速やかに報告する。取締役会のほか重要な会議への監査役の出席を求める等、その監査役に対する報告の具体的な方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。また、内部通報制度の報告受領者に監査役を含めることにより、上記の監査役への報告体制の充実を図る。

**10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)**

監査役は、監査役会において監査基準、監査計画等を策定し、効率的な監査を実行できるように努めるものとする。なお、前号に規定する取締役と監査役会との協議により、取締役会のほか重要な会議への監査役の出席機会を確保し、監査役の監査の実効性を高めるものとする。

また、監査役は、随時、取締役、内部監査人及び会計監査人と意見交換を行うことにより、効果的な監査業務の遂行を図る。

## 6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

### (1) 個人情報保護方針について

アリアンツ火災海上保険株式会社は、個人の尊厳を重んじ、個人情報保護に関する法令および社会秩序を遵守の上、次のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 当社は個人情報の収集にあたり、収集目的を明らかにし、本人の明確な同意のうえで、適法かつ公正な手段によって収集します。また、個人情報の利用および提供は、本人が同意を与えた収集目的の範囲内で行います。
2. 当社は個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示、訂正、削除等を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。
3. 当社は個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守できる委託先を選定し、その取り扱いについて管理・監督致します。
4. 当社は当社が取り扱う個人情報を安全かつ正確に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防ならびに是正に努めます。
5. 当社は個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払います。
6. 当社は適切な個人情報の保護を維持するために、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの継続的改善を行います。
7. 当社は上記およびその他の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置致します。

### (2) お客様個人情報の取扱いについて

アリアンツ火災海上保険株式会社は、お客様からお預かりした個人情報を適切に保護することが弊社の重要な社会的責任であると認識し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、以下のように会社として取り組んでいます。また、当社は適切な個人情報保護を維持するために、こうした取組の継続的改善を行います。

#### 情報の収集・利用目的について

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、必要な範囲でお客様に関する情報を収集させていただいています。これらの情報は、次の目的のために利用させていただきます。

#### ◆ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

- ① 申込に係る保険契約の引受の審査
- ② 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- ③ 当社が取り扱う当該契約以外の商品・サービス等の案内・提供

- ◆保険金請求時に取得する個人情報の利用目的
  - ① 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
  - ② 請求に係る保険金のお支払い
- ◆その他、保険契約に関連・付随する業務

#### 収集する情報の種類について

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、その他利用目的のために必要な情報を収集いたします。

#### 情報の収集方法について

主に保険申込時の契約申込書や保険金請求書等により収集します。また、商品の資料請求やアンケート実施の際に、電話、ハガキ、インターネット等で収集する場合があります。

#### 情報の利用について

お客様の個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には、事前にお客様の同意をいただきます。ただし、法令により認められる場合には、この限りではありません。

#### 情報の提供について

当社は、次のように法令により認められる場合を除いて、お客様の個人情報を外部に提供することはありません。

- ◆お客様が同意されている場合
- ◆利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- ◆お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ◆再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、および再保険金の請求等に必要な場合
- ◆保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ◆法令により必要と判断される場合

#### 契約等情報交換制度について

当社は、保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等との間で交換を実施することがあります。契約等情報交換制度の詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

#### 情報の管理について

お客様の情報を正確で最新なものに維持するよう努めています。また、個人情報管理責任者を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等を防止するため、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止等の情報セキュリティ対策を講じています。

#### お客様からの情報の開示、訂正のご請求等について

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務の適正な実施に支障を来す等特別な理由のない限り、ご依頼に対応させていただきます。具体的な手続きについては、「個人情報(個人データ)の開示等の請求の手続きについて」をご参照ください。また、個人情報の取扱い、安全管理に関するお客様からのご質問、苦情についても、適切に対応いたします。下記お問い合わせ窓口までお申し出ください。

#### 【お問い合わせ窓口】

アリアンス火災海上保険株式会社 個人情報 お客様窓口

電話番号：03-4588-7540

受付時間：9:00～17:00（土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

電子メール：privacy@allianz.co.jp

なお当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会においても、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### 【お問合せ先】

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7854

受付時間：9:00～17:00

（但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

ホームページ：<http://www.fnlia.gr.jp>

## 7. 指定紛争解決機関について

当社は、一般社団法人保険オンブズマンとの間で手続実施基本契約を締結しております。一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客様と保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

#### 【お問合せ先】

一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00

（但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp>



## V. 直近の2事業年度における財産の状況

## 1. 計算書類

## (1)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	平成23年度末 平成24年3月31日現在	平成24年度末 平成25年3月31日現在	科目	年度	平成23年度末 平成24年3月31日現在	平成24年度末 平成25年3月31日現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		1,309	1,653	保険契約準備金		2,547	1,995
現金		2	2	支払備金		536	298
預貯金		1,307	1,651	責任準備金		2,010	1,697
有価証券		4,824	4,202	其他負債		3,479	3,111
国債		3,701	3,900	共同保険借		14	16
社債		908	302	再保険借		58	9
外国証券		215	—	外国再保険借		2,535	1,799
有形固定資産		47	31	未払法人税等		8	49
建物		11	9	前受収益		573	1,027
リース資産		—	6	未払金		199	139
その他の有形固定資産		35	15	仮受金		90	64
無形固定資産		91	77	リース債務		—	6
ソフトウェア		91	77	退職給付引当金		57	66
其他資産		1,908	1,487	役員退職慰労引当金		0	6
未収保険料		15	7	賞与引当金		24	23
代理店貸		53	99	特別法上の準備金		1	2
共同保険貸		7	5	価格変動準備金		1	2
再保険貸		21	20	繰延税金負債		3	0
外国再保険貸		1,670	1,282	負債の部合計		6,114	5,206
未収金		0	0	(純資産の部)			
未収収益		3	1	資本金		5,237	5,237
預託金		106	49	資本剰余金		1,737	1,737
仮払金		31	19	資本準備金		1,737	1,737
貸倒引当金		△0	△0	利益剰余金		△4,912	△4,729
				其他利益剰余金		△4,912	△4,729
				任意積立金		55	55
				(価格変動準備金)		( 55)	( 55)
				繰越利益剰余金		△4,968	△4,785
				株主資本合計		2,061	2,244
				其他有価証券評価差額金		6	1
				評価・換算差額等合計		6	1
				純資産の部合計		2,067	2,245
資産の部合計		8,182	7,451	負債及び純資産の部合計		8,182	7,451

(注)

## 1. 会計方針に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。

(2)①有形固定資産の減価償却は、定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法により償却しております。

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

②自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法により償却しております。

(3)①貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、管轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

③役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、在任期間中の職務遂行にかかる対価相当額を計上しております。

④賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(4)価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5)消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. (1)有形固定資産の減価償却累計額は、103百万円であります。  
 (2)関係会社に対する金銭債権総額は730百万円、金銭債務総額は1,369百万円であります。  
 (3)当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

## ①支払備金

(単位:百万円)

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	4,215
同上にかかる出再支払備金	3,917
差引(イ)	298
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	—
計 (イ) + (口)	298

## ②責任準備金

(単位:百万円)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	6,882
同上にかかる出再責任準備金	6,404
差引(イ)	478
その他の責任準備金(口)	1,218
計 (イ) + (口)	1,697

3. 繰延税金資産の総額は901百万円、繰延税金負債の総額は0百万円であります。

また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は901百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰越欠損金77百万円、責任準備金348百万円、支払備金27百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金0百万円であります。

4. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

## (1)金融商品の状況に関する事項

## ① 金融商品に対する取組方針

当社は運用にあたっては、運用利回りの向上を図りつつ、安全性、流動性及び資産・負債のマッチングを含め有資産のリスク管理に十分な配慮を払い、原則として高格付けの債券を中心とした安全性の高い金融商品で運用し、ヘッジ目的以外のデリバティブ商品及び金融仕組商品への投資は原則として行わない方針であります。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している金融商品は、主として有価証券であります。

有価証券の種類は、国内の公社債を保有しており、これらは発行体の信用リスク、金利、為替等の相場変動による市場関連リスク及び流動性リスクに晒されております。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

## 1) 全般的なリスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応がとれるようにしております。また、個々のリスクを横断的に管理するためリスク委員会を設置し、リスクの状況についての確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しております。

2) 市場関連リスクの管理

市場関連リスクに関しては、金利、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、資産配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

3) 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与された外部格付等を活用して、リスクを把握・コントロールしております。また、全体のポートフォリオに対する各資産・企業グループへの配分リミットを設定し、与信集中を抑制しております。

4) 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュフローの状況、個別金融資産の状況等を把握することにより管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には合理的な方法で算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	1,653	1,653	—
②有価証券	4,202	4,202	—
国債	3,900	3,900	—
社債	302	302	—
資産計	5,856	5,856	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、当社で保有している有価証券は全て債券であり、株式は保有しておりません。

保有区分ごとの有価証券に関する事項は以下のとおりです。

- 1) 売買目的有価証券は保有しておりません。
- 2) 満期保有目的の債券は保有しておりません。
- 3) その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が、取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	2,300	2,302	2
	①国債	2,000	2,000	0
	②社債	299	302	2
貸借対照表計上額が、取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	1,899	1,899	△0
	①国債	1,899	1,899	△0
	②社債	—	—	—

4) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
①現金及び預貯金	1,653	—	—	—	—
②有価証券	4,200	—	—	—	—
国債	3,900	—	—	—	—
社債	300	—	—	—	—
合計	5,853	—	—	—	—

5. 1株当たり当期純資産は、16,101円52銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は139千株であります。

6. 関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

7. 前受収益については、出再保険手数料のうち翌事業年度以降に対応する金額を計上しております。

8. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2)損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度	平成24年度
		自平成23年4月1日至平成24年3月31日	自平成24年4月1日至平成25年3月31日
経常収益		1,095	682
保険引受収益		1,045	651
正味収入保険料		337	98
積立保険料等運用益		0	—
支払備金戻入額		45	238
責任準備金戻入額		658	313
為替差益		3	0
資産運用収益		27	21
利息及び配当金収入		27	12
有価証券売却益		—	9
積立保険料等運用益振替		△0	—
その他経常収益		23	9
その他経常収益		23	9
経常費用		1,395	439
保険引受費用		△36	△886
正味支払保険金		398	325
損害調査費		59	47
諸手数料及び集金費		△494	△1,259
営業費及び一般管理費		1,431	1,319
その他経常費用		0	6
貸倒引当金繰入額		0	0
貸倒損失		0	—
その他の経常費用		0	6
経常利益 / 経常損失(△)		△300	242
特別利益		253	—
事業譲渡益		253	—
特別損失		49	10
固定資産処分損		22	9
減損損失		3	—
特別法上の準備金繰入額		0	0
価格変動準備金		0	0
その他特別損失		22	—
税引前当期純利益 / 当期純損失(△)		△96	232
法人税及び住民税		5	49
法人税等合計		5	49
当期純利益 / 当期純損失(△)		△102	182

(注)

1. (1)関係会社との取引による収益総額は8,053百万円、費用総額は8,304百万円であります。

(2)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	8,707
支払再保険料	8,608
差引	98

(3)正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	5,437
回収再保険金	5,112
差引	325

(4)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料及び集金費	1,224
出再保険手数料	2,483
差引	△ 1,259

(5)支払備金戻入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払備金戻入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	5,479
同上にかかる出再支払備金戻入額	5,241
差引(イ)	238
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金戻入額(口)	—
計 (イ) + (口)	238

(6)責任準備金戻入額(△は責任準備金繰入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

普通責任準備金戻入額(出再責任準備金控除前)	△ 315
同上にかかる出再責任準備金戻入額	△ 531
差引(イ)	215
その他の責任準備金戻入額(口)	97
計 (イ) + (口)	313

(7)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	11
その他利息・配当金	0
計	12

2. 1株当たり当期純利益は、1,311円35銭であります。算定上の基礎である当期純利益は、182百万円で、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は139千株であります。

3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容 及び科目	取引金額 (百万円)	科目	事業年度末 残高(百万円)	
親 会 社 の 親 会 社	アリアンツ・ エスイー	被所有 間接 100%	なし	再 保 険 取 引	受再保険料	752	未収受再保 険料など	378
					受再保険金	△ 938		
					受再手数料	△ 232		
					未払再保険 料など	出再保険料	△ 44	141
						出再保険金	199	
						出再手数料	12	
親 会 社	アリアンツ・グ ローバル・コー ポレート・アンド・ スペシャルティ・ アーゲー	被所有 直接 100%	役員 の 兼 任	再 保 険 取 引	受再保険料	25	未収受再保 険料など	351
					受再保険金	—		
					受再手数料	△ 4		
					未払再保険 料など	出再保険料	△ 7,342	1,228
						出再保険金	4,723	
						出再手数料	2,339	
運営経費	△ 258	未払金	74					
子 親 会 社 の 親 会 社 の 他	アリアンツ・イン シュアランス・カ ンパニー・オブ・ シンガポール 他	なし	なし	再 保 険 取 引	受再保険料	234	未収受再保 険料など	311
					受再保険金	△ 3		
					受再手数料	△ 26		
					未払再保険 料など	出再保険料	△ 1,022	363
						出再保険金	127	
						出再手数料	88	

4. 関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。



## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度	平成24年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は純損失)		△96	232
減価償却費		95	52
減損損失		3	-
支払備金の増減額(△は減少)		△10	△238
責任準備金の増減額(△は減少)		△679	△313
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△1	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△7	14
その他引当金の増減額(△は減少)		13	0
価格変動準備金の増減額(△は減少)		0	0
利息及び配当金収入		△27	△12
有価証券関係損益(△は益)		△4	8
有形固定資産関係損益(△は益)		171	8
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△91	419
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		1,700	△409
小 計		1,066	△237
利息及び配当金の受取額		28	14
法人税等の支払額		△3	△8
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,090	△231
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△5,950	△4,800
有価証券の売却・償還による収入		3,049	5,407
資産運用活動計		△2,901	606
(営業活動及び資産運用活動計)		( △1,810)	( 375)
有形固定資産の取得による支出		△52	△31
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,953	575
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△1,862	343
現金及び現金同等物期首残高		3,172	1,309
現金及び現金同等物期末残高		1,309	1,653

(注)

- 現金及び現金同等物は、手許現金、普通預金、当座預金及び取得日から満期償還日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっています。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (4)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	金 額	金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,237	5,237
当期末残高	5,237	5,237
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,737	1,737
当期末残高	1,737	1,737
資本剰余金合計		
当期首残高	1,737	1,737
当期末残高	1,737	1,737
利益剰余金		
任意積立金(価格変動準備金)		
当期首残高	55	55
当期末残高	55	55
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 4,865	△ 4,968
当期変動額		
当期純利益 / 当期純損失 (△)	△ 102	182
当期変動額合計	△ 102	182
当期末残高	△ 4,968	△ 4,785
利益剰余金合計		
当期首残高	△ 4,810	△ 4,912
当期変動額		
当期純利益 / 当期純損失 (△)	△ 102	182
当期変動額合計	△ 102	182
当期末残高	△ 4,912	△ 4,729
株主資本合計		
当期首残高	2,163	2,061
当期変動額		
当期純利益 / 当期純損失 (△)	△ 102	182
当期変動額合計	△ 102	182
当期末残高	2,061	2,244
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	17	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 10	△ 5
当期変動額合計	△ 10	△ 5
当期末残高	6	1
純資産合計		
当期首残高	2,180	2,067
当期変動額		
当期純利益 / 当期純損失 (△)	△ 102	182
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 10	△ 5
当期変動額合計	△ 113	177
当期末残高	2,067	2,245

(注)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は次のとおりであります。

平成23年度	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	139千株	一千株	一千株	139千株	—
合計	139千株	一千株	一千株	139千株	

平成24年度	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	139千株	一千株	一千株	139千株	—
合計	139千株	一千株	一千株	139千株	

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行なう予定はありません。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 2. リスク管理債権

(1)破綻先債権

該当事項はありません。

(2)延滞債権

該当事項はありません。

(3)3ヶ月以上延滞債権

該当事項はありません。

(4)貸付条件緩和債権

該当事項はありません。

(5)リスク管理債権の合計額

該当事項はありません。

## 3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

## 4. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません。

(2)危険債権

該当事項はありません。

(3)要管理債権

該当事項はありません。

(4)正常債権

該当事項はありません。

## 5. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	
	平成23年度	平成24年度
<b>(A) 単体ソルベンシー・マージン総額</b>	<b>3,388</b>	<b>3,468</b>
資本金又は基金等	2,061	2,244
価格変動準備金	1	2
危険準備金	—	—
異常危険準備金	1,316	1,218
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	9	2
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
<b>(B) 単体リスクの合計額 <math>\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+(R_5+R_6)}</math></b>	<b>708</b>	<b>568</b>
一般保険リスク相当額(R <sub>1</sub> )	207	86
第三分野保険の保険リスク(R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク(R <sub>3</sub> )	1	1
資産運用リスク(R <sub>4</sub> )	361	268
経営管理リスク(R <sub>5</sub> )	25	18
巨大災害リスク(R <sub>6</sub> )	265	266
<b>単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100</b>	<b>956.0%</b>	<b>1,220.3%</b>

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

### 「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期払戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

### 「通常の予測を超える危険」とは

保険引受上の危険(注1)、予定利率上の危険(注2)、資産運用上の危険(注3)、経営管理上の危険(注4)、巨大災害に係る危険(注5)の総額をいいます。

(注1)保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)：

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

(注2) 予定利率上の危険(予定利率リスク)：

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

(注3)資産運用上の危険(資産運用リスク)：

保有する有価証券等の資産の価値が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

(注4)経営管理上の危険(経営管理リスク)：

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記(注1)から(注3)及び(注5)以外のもの

(注5)巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

### 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは

損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営上の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 6. 時価情報等

## (1)有価証券に係る時価情報

## その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末			平成24年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,800	1,810	9	2,095	2,101	5
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	199	200	0	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	2,000	2,010	10	2,095	2,101	5
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	2,799	2,799	△0	2,102	2,100	△1
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	14	14	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	2,814	2,814	△0	2,102	2,100	△1
合計	4,814	4,824	9	4,198	4,202	3	

(注)1.「種類」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「社債」を指しています。

2.時価の無い有価証券については帳簿価額としています。

## (2)金銭の信託

該当事項はありません。

## (3)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

## (4)保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

## (5)先物外国為替取引

該当事項はありません。

## (6)有価証券デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

## (7)金融商品取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券先渡取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

## 7. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性について

本誌に記載された財務諸表が適正であり、財務諸表作成にかかわる内部監査が有効に実施されたことは代表取締役社長が確認しております。また、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書並びにその附属明細書については会社法の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の会計監査を受けております。



**VI. 保険会社及びその子会社等の概況**

**VII. 保険会社及びその子会社等の主要な業務**

**VIII. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況**

VI、VII、VIIIとも全て該当事項はありません。





アリアンツ火災海上保険株式会社

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL:03-4588-7500(代表)

<http://non-life.allianz.co.jp>